

設計図書等に関する回答書

令和3年11月19日

二本松市長 三保 恵一
(公印省略)

下記のとおり回答いたします。

記

- 1 工事（業務）番号 3 建住第7号
2 工事（業務）名 学校施設環境改善交付金事業
二本松南小学校校舎長寿命化改良主体工事

3 質問事項及び回答事項

質問事項	回答事項
①金抜設計図書に記載で、建築工事一時単価以外の見積徴収により採用された単価の公表をお願いできないでしょうか。	①工事入札における見積採用単価は非公表とします。
②男子便所床の新設汚垂石の材質、仕様詳細について指示をお願いします。	②汚垂石の仕様は、磁器質タイル厚み13mm 圧着張りで積算しております。
③切抜設計図書、科目別訳コンクリート、名称止水処理剤（P42 ダストシュート、P123 ピット、P141 ギヤポンプ室、ダストシュート）の仕様については、水膨張性目地材の打継部充填として宜しいですか。	③よろしいです。
④木製建具枠の材質、仕様詳細について指示をお願いします。また、改修後建具表（A-159、160、164）見込 100 の明記、同改修後建具表凡例の建具符号欄 WD 見込 36 の明記がありますが、扉見込 36 として宜しいですか。	④木製建具枠材は、米ツガUC塗りで積算しております。また、建具表凡例にある見込36の記載は木製建具戸の厚みを示しております。工事設計内訳書のとおり積算願います。
⑤特記仕様書（A-06）15 番フローリング張り項目欄に単層フローリングの明記、同項目仕上塗装欄の無塗装品への適用○印明記があります	⑤フローリング材の仕様については、工事設計内訳書のとおり積算願います。仕上塗装については、工場塗装品として計上

<p>が、内部仕上げ表（A-14～16）や改修後矩計図（A-53）凡例欄、天然木化粧複合フローリングボードなら t12 の明記を正の仕様として宜しいですか。同じく仕上塗装は工場塗装品として宜しいですか。</p> <p>⑥家具図-11（A-212）既存生徒用調理台移設工事範囲※印欄、『仮設校舎使用時に発生した部材交換が必要とする破損は、建築工事免責とする。』の明記がありますが、仮設校舎使用时ではなく、『移設工事に発生した破損は、建築工事免責とする。』に解釈しますが宜しいですか。同じく、黑板詳細図（A-215）電子黑板再取付工事範囲備考欄『電子機器の不具合は建築工事免責とする。』についても同様解釈として宜しいですか。</p>	<p>しております。</p> <p>⑥家具移設及び電子黑板再取付に係る本工事範囲は、仮設校舎からの取外し・搬出、運搬、搬入・本校舎取付けまでといたします。上記で発生した破損については、受注者の責となります。</p> <p>事前に器具及び機器類の破損について疑義がある場合は、工事監理者及び監督員と協議するものとします。</p>
--	---

事務取扱／総務部財政課契約係

TEL0243-55-5082（直通）